農林振興課　問 営農推進係（511）

令和8年度 大崎町廃プラ回収（受入料金の変更について）

※料金変更は、令和8年12月15日の回収日から適用されます。

1　適正処理について

ハウスや田畑などで使用したフィルムなどの農業用廃プラスチック類は産業廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」）により排出事業者（農家）の自らの責任において処理することが義務づけられています。

また、ダイオキシン対策の強化などから自家焼却（野焼き）や自家所有地への埋立処分は「廃掃法」により禁止されています。

2　処理方法

資源として有効利用される再生工場での再生処理を基本とします。

なお、廃缶についても再生処理を基本とします。

3　産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付け（携帯）について

産業廃棄物を排出事業者（農家）が車両で運搬する場合、車両への表示及び書面などの備え付けが必要です。

4　再生処理のための回収日程

回収日程	回収品目	回収場所	回収時間
令和８年12月15日(火)	廃プラスチック類	農協野菜選果場（益丸広域農道沿い）	9:00～12:00
令和９年 ３月 ２日(火)	廃プラスチック類・廃缶		13:00～15:00

5　回収品目、受入料金

	回収品目		受入料金
町内事業者	廃プラスチック	農業用廃ビニール	22円/kg※
		農業用廃ポリ	
		農業用廃プラスチック類	
	廃缶	テロン缶	30円/缶

※ 町内事業者は３ｔ以下の持ち込みは22円/kg、３ｔを超える場合の持ち込みから40円/kgとする

	回収品目		受入料金
町外事業者	廃プラスチック	農業用廃ビニール	40円/kg
		農業用廃ポリ	
		農業用廃プラスチック類	
	廃缶	テロン缶	55円/缶

持ち込み禁止	・金属　・木材　・ガラス　・一般家庭ゴミ　・ゴム（ファンベルト、タイヤ類） ・ビールケース　・軽油、灯油などで使用したポリタンク

※お願い…持ち込みの際は、種類別に分けて降ろしてください。荷降ろしがスムーズにできるよう持ち込む前の準備として積み込む際の梱包、分別などのご協力をお願いいたします。